

山梨県公報

号外第六十一号

平成二十三年

七月十三日

水曜日

目次

人事委員会

- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月十三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

4 条例附則第二項の「人事委員会規則で定める活動」は、第十六条の二第一項第一号に定める活動とし、同号中「地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における」とあるのは、「東日本大震災の被災者に対する」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月十三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

4 条例附則第二項の「人事委員会規則で定める活動」は、第十五条の二第一項第一号に定める活動とし、同号中「地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における」とあるのは、「東日本大震災の被災者に対する」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月十三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(条例第二条第四号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第二条 条例第二条第四号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十日以上である非常勤職員とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(条例第二条の二第三号ロの人事委員会規則で定める場合)

第二条の二 条例第二条の二第三号ロの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ロに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

一 条例第一条の二第三号ロに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

ニ 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第三条第一項中「により」の下に「行い、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（条例第二条の二三号に掲げる場合にあつては、二週間）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第四条中「前条」を「前条第一項及び第一項本文」に改める。

第五条第三項中「第三条第二項」を「第三条第二項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。